

# 京都市中小企業経営動向実態調査実施業務 募集要項

## 1 業務の名称

京都市中小企業経営動向実態調査実施業務

## 2 業務概要

- (1) 業務内容  
市内中小企業の景況感や経営動向を把握するための調査及び報告書の作成を行う。  
※ 詳細は、別添の仕様書を参照すること。
- (2) 契約の形態  
委託契約とする。
- (3) 契約期間  
契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約金額の上限  
2,965,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 参加資格

次の各号に掲げる事項をすべて満たしていること。

- (1) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。
- (2) 京都市内に事務所を有していること。
- (3) 京都市指名競争入札等参加有資格者名簿に登録している者、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (4) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 「京都市中小企業経営動向実態調査」を実施するために必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の政党や候補者などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。

#### 4 募集期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月10日（金）午後5時まで

#### 5 応募手続き等

(1) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出資料

	資料名	部数	備考
ア	参加申込書【様式1】	1部	
イ	企画提案書【様式2】	4部	仕様書の内容を十分理解したうえで、別に定める評価要領及び評価基準を参考に作成すること。
ウ	見積書（様式任意）	4部	提案された事業一切に係る積算根拠を明示すること。
エ	会社案内パンフレット等	4部	
オ	直近の決算書	1部	
カ	「これからの1000年を紡ぐ企業認定」又は「KES」の認定書等の写し	1部	取得している場合に限る。

※ 部数が4部の書類は正本1部と複写3部で可。

なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、上記ア～カに加え、次の書類を提出してください。

	資料名	部数	備考
キ	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）	1部	申請日前3箇月以内に発行された原本（写しは不可）。
ク	印鑑証明書	1部	
ケ	納税証明書（国税及び京都市税：直近2箇年分）	各1部	
コ	調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式3】	1部	
サ	使用印鑑届【様式4】	1部	
シ	誓約書【様式5】	1部	

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、9の連絡先に持参又は郵送すること。郵送の場合は、(1)の提出期限必着とする。

## 6 質問事項の受付

- (1) 受付期間 令和6年5月1日（水）午後5時まで
- (2) 質問方法  
質問票（任意様式）を下記のアドレス宛に送付すること。  
メールアドレス：[sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp)  
ただし、メール件名には「京都市中小企業経営動向実態調査実施業務に関する質問」と明記すること。）
- (3) 回答  
すべての質問及び回答については、京都市ホームページ（入札・公募型プロポーザル情報－産業観光局内）において掲載する（令和6年5月8日（水）予定）。

## 7 審査・選定等

- (1) 審査方法  
受託候補者選定委員会を設置し、同委員会において、提出書類に基づいて審査を行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。  
なお、必要に応じて、参加者には企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、参加者に別途通知する。
- (2) 審査基準  
審査に当たっては、別に定める評価要領及び評価基準に基づき評価する。
- (3) 選定基準  
ア 評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。  
イ 評価点が高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。  
ウ 金額が同額の場合、当初提案の金額の範囲内で見積書の再作成を求め、金額が最も安価であった者を受託候補者として選定する。  
エ 参加者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。
- (4) 通知  
受託候補者選定後、参加者全員に選定又は日選定の結果を書面にて通知する。
- (5) 公表  
選定結果の通知以降に、選定結果、参加者、評価点を公表する。
- (6) 契約  
受託候補者と本市との間で、委託内容や経費等について、詳細を協議のうえ、契約を締結する。  
なお、協議が整わず、契約が不調となった場合は、次順位の者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

## 8 注意事項

### (1) 失格となる参加申込書及び企画提案書

参加申込書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

### (2) その他

ア 委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

イ 委託業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。

ウ 委託業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

## 9 連絡先

京都市産業観光局産業企画室（担当：平尾・柴田）

所在地：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号：075-222-3325 FAX：075-222-3331

E-mail：sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp